

福津市教育総合計画等策定支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領

福津市教育総合計画等策定支援業務の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第1 目的

本業務は、本市の実情に応じて、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を「福津市教育大綱（以下、「大綱」という。）」として策定するとともに、大綱と連動して、本市の教育の振興のための施策の基本的な方向性や考え方、重点的に取り組む施策を示した「福津市教育総合計画（以下、「計画」という。）」を策定するにあたり、必要となる市民を対象とした学びの場の提供やワークショップの開催、大綱案及び計画案の作成等業務を実施することを目的とする。

第2 業務概要

- | | |
|----------|-------------------------|
| 1 業務名 | 福津市教育総合計画等策定支援業務 |
| 2 業務内容 | 福津市教育総合計画等策定支援業務仕様書のとおり |
| 3 履行予定期間 | 契約締結日の翌日 から 令和9年3月31日まで |
| 4 予算概要等 | |

この業務に係る上限額は4,882,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）であることから、業務委託料の積算にあつては、その範囲内とすること。

なお、令和7年度業務委託に係る上限額は4,002,000円。令和8年度業務委託に係る上限額は880,000円とすること。

※提案にあつての上限額であり、契約額を示すものではない。

第3 契約担当部局

〒811-3293 福津市中央1丁目1番1号
福津市教育部教育総務課総務企画係
電話 0940-62-5092
FAX 0940-43-9004
e-mail kyoiku@city.fukutsu.lg.jp

第4 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）の規定に該当しない者であること。
- (2) 日本国内に本社を有する法人で、参加表明書の提出日から契約締結日までのいずれの日においても、福津市から福津市指名停止等措置要綱（平成17年告示第6号）に基づく

指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

(5) 福津市の入札参加資格を有している者であること。又は、次に掲げる書類を提出できること。

①登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）

※複写も可。ただし発行後、3 箇月以内のものに限る。

②直近 1 事業年度分の財務諸表（決算報告書）

③税に滞納が無い証明書 ※複写も可。ただし発行後、3 箇月以内のものに限る。

・ 国税…滞納税額のない証明書

・ 都道府県税…納税証明書の備考欄に「都道府県税に滞納のない旨」の表示があるもの
※支店等に委任する場合は、支店等所在の都道府県発行の支店分の証明

・ 市町村税…納税証明書の備考欄に「市町村税に滞納のない旨」の表示があるもの
※当該市町村が「滞納のない証明書」を発行していない場合に限り、納税証明書【直近 3 箇年度分】でも可とする。また、支店等に委任する場合は、支店等所在の市町村発行の支店分の証明

(6) 平成 27 年度から令和 6 年度のいずれかにおいて、教育大綱、教育総合計画又はその他行政に関わる分野の計画等の策定業務等の受注実績を有するもの。

第 5 参加表明手続

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び参加表明に係る添付資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

①参加表明書（様式 1）

②法人概要書（様式任意。既存パンフレット等代用可。）

③直近 1 事業年度分の財務諸表（決算報告書）

④実績一覧表（様式任意）（平成 27 年度から令和 6 年度の間における同種又はその他計画等の業務の概要が分かるもの）

⑤第 4 参加資格要件（6）を確認できる書類（契約書・協定書の写し又は業務履行証明書など）

⑥第 4 参加資格要件（5）に示す①③の書類

※福津市の競争入札参加申込資格がない場合に限る。

(2) 提出期限 令和7年8月26日(火)午後5時

(3) 提出場所 第3に同じ。

(4) 提出方法

持参又は郵送による。持参の場合は平日午前9時から午後5時までに提出場所へ持参すること。郵送の場合は提出期限までの必着とし、書留郵便に限る（電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない）。

(5) 提出書類作成時の留意事項

必要書類の不足や内容に誤りがあった場合、受付期間内であれば差替えや加除を認める。修正、削除の場合は、参加希望者の代表者又は担当者の訂正印を必要とする。不足書類があった場合は、不足部分は評価の対象とならない。虚偽の申請や間違った内容の記載が判明した場合は、予告なく審査対象から除外する場合がある。

2 参加資格の確認等

(1) 参加資格要件の確認及び企画提案書提出要請

第4に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和7年8月29日(金)までに電話又は電子メールにより通知し、順次、次に掲げる事項を記載した確認結果通知書（様式2）を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書兼誓約書（様式3）及び添付書類の提出を要請する。

①参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨

②参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 参加資格を有しないと認めた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

①提出期間

確認結果通知書の通知日の翌日から起算して7日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前9時から午後5時まで。

②提出場所 第3に同じ。

③提出方法

持参又は郵送による。持参の場合は平日午前9時から午後5時までに提出場所へ持参すること。郵送の場合は提出期限までの必着とし、書留郵便に限る（電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない）。

(3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、説明を求める通知日の翌日から起算して7日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

3 参加の取り下げ

参加表明書（様式1）の提出後に本案件への参加を取り下げる場合は、速やかに契約担当

部局に連絡するとともに、企画提案書の提出期限までに辞退届（様式5）を提出すること。

第6 説明会

企画提案書の作成等について、説明会は開催しない。

第7 企画提案書作成要領

企画提案書の提出を要請された者（以下「企画提案者」という。）は、次に定めるところにより企画提案書兼誓約書（様式3）及び添付書類を作成し、提出するものとする。

1 提案内容

企画提案書兼誓約書（様式3）及び添付書類は「福津市教育総合計画等策定支援業務仕様書」を基に、次の事項を記述すること。

※記載事項（内容に関する留意事項）

[事業者の実績]

- ・企画提案者が過去に取り組んだ同種又はその他計画等の業務について
ただし、記載する業務は平成27年度から令和6年度の間に受注した業務に限る。

[管理運営体制と実施工程]

- ・全体の管理及び役割分担について（協力会社を含む）
- ・業務全体のスケジュールとその管理体制について
- ・業務に必要な知識・知見を有する者の配置状況等

[実施内容]

- ・業務仕様書の「5. 業務内容」にかかる具体的な提案について
特に以下の点に留意し記載すること
 - ①本市の教育に関する現状分析及び将来ビジョン策定の進め方について
 - ②学びの場の企画（対象者、内容、開催方法等）・準備・運営について
 - ③ワークショップの企画（対象者、内容、開催方法等）・準備・運営について
 - ④大綱案や計画案の取りまとめに向けたロードマップについて

[その他追加提案等]

- ・業務仕様書に記載している事項のほか、大綱又は計画策定に資する提案がある場合、記載すること

[見積書]

- ・本業務に係る見積書を提出すること（様式はA4判とし、任意様式とする）

2 企画提案書の書式

企画提案書の提出は、企画提案書兼誓約書（様式3）に次の書類を添付して行うこと

- (1) 企画提案書別紙（表紙を除きA4判片面5枚以内）
- (2) 業務に係る事業費積算内訳

業務仕様書及び企画提案書に記載されたすべての業務の見積額を記載すること。
様式は任意とする。

(3) 同種又はその他計画等の事業の受注一覧

第4参加資格要件(6)に該当する業務の受注一覧を記載すること。

(4) その他必要な書類

3 記入上の注意事項

(1) 様式は原則、用紙サイズA4判、片面印刷、文字サイズ10.5ポイント以上とする。ただし、図表等については、必要に応じてA3判の折り込みでも差し支えない。

(2) ページ番号を付し、目次を作成すること。

4 提出方法等

(1) 提出期限

令和7年9月9日(火)

※受付時間は、開庁日の午前9時から午後5時までとする。

(2) 提出場所 第3に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送による。持参の場合は平日午前9時から午後5時までに提出場所へ持参すること。郵送の場合は提出期限までの必着とし、書留郵便に限る(電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない)。

(4) 提出部数 正本1部 副本(写し)7部

※副本については原本証明不要

5 企画提案書等の著作権等の取扱い

(1) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

(2) 市は、プロポーザル方式の受付及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。

(3) 市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、福津市情報公開条例(平成17年福津市条例第9号)に基づく情報公開請求があった場合は、非公開情報(個人情報や、公開すると法人等の正当な利益を害するおそれがある情報など)が記載されている部分を除き、原則公開とする。

第8 質疑応答等

1 参加資格を有し、かつ参加意思を示す者において、参加表明書及び企画提案書の作成について質問がある場合においては、次のとおり質問書により提出すること。

(1) 提出書類 質問書(様式4-1)

(2) 提出期限 令和7年9月3日(水)

(3) 提出場所 第3に同じ。

(4) 提出方法 電話連絡の上、第3の電子メールに提出すること。

- 2 1の質問書への回答は、質問者及び回答日において参加表明書を提出している者全てに対し、質問書受付日の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に電子メールにより回答するものとする。また、併せて、福津市公式ホームページ上に当該回答内容を公表する。

第9 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

第10 企画提案の審査方法及び評価基準

1 審査会の設置

企画提案の審査、評価及び特定を行うため、福津市教育総合計画等策定支援業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 ヒアリング等の実施

審査会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。なお、企画提案者が5者以上の場合は、企画提案書の審査を事前に行い、審査会において選定された者についてのみヒアリング等を行う。

(1) 実施方法

- ①1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は説明20分、質疑10分の計30分とする。
- ②企画提案追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。
- ③プレゼンテーション及びヒアリングの説明者は、補助者を含めて3名までとする。
- ④理由なく欠席をした場合は、企画提案書の審査、評価及び特定から除外する。
- ⑤プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とする。
- ⑥プレゼンテーション及びヒアリングを行う順番は企画提案書の受付順とする。
- ⑦プレゼンテーションに際し、パソコン、プロジェクター等の機材の使用は妨げないが、投影内容は提案した企画提案書の内容のみとし、これらの機材を使用する場合は、事前に市教育部教育総務課（担当者）と調整を行うこと。

※機材に関しては、机、椅子、電源、プロジェクター及びスクリーンは本市が用意する。
その他、パソコン等必要な機器は企画提案者が準備すること。

(2) 実施日時及び場所

確定した日時、時間割及び場所の詳細は、令和7年8月29日（金）までに電話又は電

子メールにより通知するため、企画提案書兼誓約書（様式 3）の電話番号には必ず連絡が取れる番号を記載すること。

①日時 令和 7 年 9 月中旬～下旬（予定）

②場所 福津市役所

3 審査項目及び評価基準

企画提案書及びヒアリング等により、次の審査項目について、別紙で示す評価基準に基づき審査及び評価を行う。

（1）事業者に関する項目

①管理体制・実施体制（業務に必要な知識・知見を有する者の配置状況等）

②運営責任者の実績（平成 27 年度から令和 6 年度の間における同種又はその他計画等の事業の実施件数・状況）

（2）企画提案に関する項目

①業務理解度（特に業務仕様書の 2. 業務目的、5. 業務内容関連）

②企画力・運営力（学びの場やワークショップの提案内容や進め方）

③計画立案（教育に関する現状分析及び将来ビジョン策定の進め方の具体性、適切さ）

④実施工程（業務スケジュールの具体性、適切さ）

（3）全体に関する項目

①説明力（プレゼンテーションの分かりやすさ、質疑への応答具合）

②業務に対する姿勢

③見積価格について

4 業務委託候補者の特定

審査会において、3 の審査及び評価により、各委員の評価点の合計を加算し順位を付け、最も評価点の高い者を、審査会の合議の上、業務委託候補者として特定する。

5 審査結果の通知

（1）業務委託候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全者に対し、次に掲げる事項を記載した審査結果通知書（様式 6）を通知するものとする。

①業務委託候補者

②評価点数

③業務委託候補者にあつては、今後の契約手続の旨

④業務委託候補者とならなかった者にあつては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

（2）業務委託候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

①提出期間

（1）の通知日の翌日から起算して 7 日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前 9 時から午後 5 時まで。

②提出場所 第 3 に同じ

③提出方法

持参又は郵送による。持参の場合は平日午前9時から午後5時までに提出場所へ持参すること。郵送の場合は提出期限までの必着とし、書留郵便に限る（電子メールまたはファクシミリによるものは受け付けない）。

（3）市長は、（2）の説明を求められたときは、説明を求める通知日の翌日から起算して7日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

6 審査結果の公表

業務委託候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。公表は、福津市公式ホームページで行うものとする。

- （1）業務委託候補者
- （2）評価点数
- （3）業務委託候補者の特定理由
- （4）審査の経過及び審査員

第11 契約に関する基本事項

1 契約の締結

業務委託候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収し随意契約の方法により契約を締結する。

2 契約保証金

要する。ただし、福津市財務規則第139条第1項の規定に該当する場合は免除する。

3 契約書作成の要否 要する。

4 支払条件 契約期間の年度ごとの後払いとする。

第12 その他

1 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

2 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。

3 参加表明及び企画提案に係る書類作成並びに提出に要する費用は提出者の負担とする。

4 提出された書類は理由の如何にかかわらず返還しない。

5 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

6 プレゼンテーション及びヒアリングにて口頭で提案したことについては、契約内容に含むものとする。

7 業務委託候補者に特定された者であっても、契約締結までの間に、第4参加資格要件に掲げる要件を満たさなくなった場合は、当該候補者とは契約を締結しない。

8 企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングにおいて、著しく実現性から乖離した提案を行っていたことが明らかになった場合は、契約を解除することができる。

9 業務委託候補者と業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合又は交渉が整わない場合には、プロポーザルにおいて次順位以下となった事業者のうち、順位が上位で

あった者から当該委託業務について交渉を行う。

- 10 参加資格を有すると認めた者又は企画提案者が1者の場合、本プロポーザルを中止するものとする。中止となった場合、速やかに文書にて通知する。
- 11 市は、契約日の翌日から1年間、本プロポーザルに関する結果公表を行う。

第13 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

※実施内容及び実施期間又は期日

[実施要領の公表]	令和7年8月5日（火）
[参加表明書の提出期限]	令和7年8月26日（火）
[参加資格要件確認結果通知]	令和7年8月29日（金）
[質問書の受付期限]	令和7年9月3日（水）
[企画提案書の提出期限]	令和7年9月9日（火）
[ヒアリング等]	令和7年9月中旬～下旬（予定）
確定した日付、時間帯等は企画提案書提出要請と併せて通知	
[企画提案書審査結果の通知]	令和7年9月中旬～下旬（予定）
[契約締結]	令和7年9月末頃（予定）